

令和元年 12 月 12 日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会

委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 議案の撤回について
(2) 追加事件について
(3) その他

- 2 調査の経過 12 月 12 日に委員会を開催し、上記案件について協議した。
議案の撤回については、これを受けることとした。
追加事件については、これを受けることとし、その取り扱いについては別紙のとおりとした。
議員派遣については、これを了承した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 議案の撤回について

(2) 追加事件について

・付議事件について

・付議事件の取り扱いについて

(3) 議員派遣について

(4) その他

2 日 時 令和元年12月12日 午前9時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、星野産業経済部副部長、桑原商工観光課長

7 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (9:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これから議事に入ります。

(1) 議案の撤回について

佐藤(肇)委員長 日程第1、議案の撤回についてを議題といたします。執行部から説明をお願いいたします。

佐藤市長 大変皆さん方にはご迷惑をかけて申し訳ございませんが、議案第108号について、議案の内容について誤りがありましたので撤回をさせていただきたいと思っております。内容については総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

森山総務政策部長 それでは、議案第108号 市有財産の貸付けについて(湯之谷庁舎)でございますが、こちらの議案の取り下げについてご説明申し上げます。本件につきまして

は、議案書 127 ページ、別紙中（２）土地における賃借面積及び備考欄において記載事項に誤りがあったため、今回は議案そのものを取り下げさせていただきたくお願いをするとともに、お詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いを申し上げます。

佐藤（肇）委員長　執行部の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　撤回することについては、議運としては問題ないと思うんですが、今後のことについてというところ、考えているところがあったらお話を聞かせてください。

森山総務政策部長　今回取り下げをさせていただき議案につきましては、今後さらにしっかりと精査をしたうえで再度次回の定例議会に提案をさせていただきたく、これからまたその準備をさせていただきたいと考えております。

佐藤（敏）委員　今 127 ページ見ているんですけども、具体的にどこが間違っているのか。

桑原商工観光課長　具体的には、備考欄に記載しております庁舎分 1035.54 平米を賃借面積から除きたいというものでございます。

（「それだけじゃないだろう」「それだけだったら修正でいい」と呼ぶ者あり）

桑原商工観光課長　今の備考欄の分に加えまして、配付した添付資料のほうについても精査をしたうえで、次回提案させていただきたいと考えております。

森山総務政策部長　補足であります。先ほど申し上げましたとおり別紙の賃借面積、それから備考欄で数字の誤りがありました。それぞれの面積について再度精査が必要だということでありまして、今回提出をしていた数字が違っていたというところでございます。

渡辺委員　本会議での質疑の中では、駐車場の面積のところについては佐藤議員のほうから質疑があって、駐車場の部分だけでいいのかという質疑がございました。そのことと関係あるのかわかりませんが、今回のこの提案については無償貸付ですので、先方と、ここの面積がどう変わろうと困らないと思うんですけども、ただ何年か後にはここは無償ではなくて、ちゃんと賃貸をいただくというふうはこの間答弁をいただいております。そうしますと、そのときに面積が変わったことによって相手様との、相手はこのくらいで借りられると思っていたのが、うちの規約なりでさせていただくということですから、向こうに迷惑がかかるようなことがないのか、そこだけ聞かせてください。

佐藤市長　庁舎の土地あるいは建物を貸せる場合には、無償であろうと有償であろうと公共用から私用に使うていただくわけでありまして、それは許可が必要になってくるわけでありまして、将来にわたっての数値よりは今現状ではきちっと使用の許可をもらってからやるのが本来の筋だと思いますので、有償であろうと無償であろうとそれは変わらないということでありまして。

佐藤（肇）委員長　すみません。中身の話を聞くのではなく、改めて本会議に提案ということでありまして。

渡辺委員　取り下げるときもそのあたりきちんと聞けるということによろしいですか。取り下げればできないですよ。

（何事か呼ぶ者あり）

今、市長が、私の質問がきちんと伝わらなかったのかもしれませんが、面積がもし変わるとすると、何年か無償だけれども、その後の金額が変わるようなことがあって、今現在相

手様と話し合っている金額と変わるようなことがあると相手様に迷惑がかかるので、そのあたりは大丈夫ですかという質問をさせていただいたんです。

森山総務政策部長　実際に今回ここを借りていただきますという話の中では、この別紙ではなくて、添付した参考資料のところでお示しをさせていただいた部分でおおむね了解はいただいているところであります。しかしながら今回面積の算定の考え方に当たって、少し私どものほうで齟齬があったということでもありますので、そういうところについてはまた企業側とよく話をさせていただいて、ふえるか減るかという部分になろうかと思えますけれども、そこはしっかりと話をさせていただいて、議案提案についてはしっかりと説明をさせたいと、また改めて出させていたいただきたいということでございます。

渡辺委員　当然そのことは考えていると思うんですけど、せっかく来ていただく企業様と今話していることが間違っていましたと訂正するとき、相手の方が思ってもみない金額があがってしまうようなことがあっては、私は議案としてこうやって出てきている限りは失礼かなと思っています。具体的にどういうふうに考えていらっしゃるのかわからないのですが、例えば先般の佐藤議員の質問の中では、この駐車場だけであと通路は貸さないのかというような言い方をしていましたけれども、その部分については例えば全部貸してしまってそこを全部その人たちが使うよりはこのままで、例えば駐車場の場所としてはそこだけという考え方で、通路については自由に往来ができるというような契約書の書き方ですから、私は台数だとか面積の算定が問題ないのであれば、契約書の書き方で対応できるのかなという気はしているんですけども、そこも含めて一旦取り下げていただいて、しっかりと対応していただければいいと思います。

星野産業経済部副部長　企業との契約等につきましては、この面積等の部分についても精査して、企業との契約を結びたいと考えております。駐車場につきましては、これから湯之谷庁舎1階に公民館が設置される、また社会福祉協議会等の入居があるなど、ほかの使用者も使うという部分も踏まえまして、この特定エリアを特定のものに専有させますと、そこに貸付者以外が通行できなくなるというような不都合も生じるということもありますので、区画の必要台数分という形の中で貸し付けを行いたいと考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りします。ただいま説明があった議案の撤回については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案の撤回については、これを受けることに決定いたしました。

（2）追加事件について

・付議事件について

佐藤（肇）委員長　日程第2、追加事件についてを議題といたします。（1）付議事件について議会事務局長から説明を求めます。

櫻井議会事務局長　配付の付議事件一覧（追加）をご覧ください。議長の受付・提出事件をご覧ください。天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議についてであります。天皇陛下御即位新潟県奉祝委員会会長より各市議会における賀詞決議についてお願いの文書が届き、この間県内市の状況、各会派の考えをお聞きする中、前回の会派代表者会議で確認が取れ、

市議会といたしましては祝意を表す決議を決議とさせていただくことが合意されました。本決議は一連の協議結果を受け提出するものであります。

次に、議員派遣の件についてであります。別紙の資料をご覧ください。全議員による 12 月 24 日の市内市有施設の視察と、正副議長、正副常任委員長の魚沼消防出初式の参加になります。議員派遣により議員を派遣するものであります。

次に、議長の受付事件（報告）等でございますが、地方自治法第 180 条の規定による専決処分報告が 1 件受け付けられております。内容につきましては、総務政策部長のほうからお願いしたいと思います。

森山総務政策部長 番号 1 番、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございます。この事案につきましては、10 月 20 日に発生をいたしました一般県道三ツ又小出線における市所有の公用車が県道に設置してある視線誘導標、いわゆるデリネーターポールを破損させた事故について、相手方である新潟県に対する損害賠償の額が決定をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行ったものであります。

佐藤（肇）委員長 説明が終わりました。本件について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。議長受付・提出事件及び報告等については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって議長受付・提出事件及び報告等については受けることに決定いたしました。

・付議事件の取り扱いについて

佐藤（肇）委員長 次に（2）付議事件の取り扱いについてを審議願います。付議事件の取り扱いについて議会事務局長から説明を求めます。

櫻井議会事務局長 市長の提出事件でございますが、議案の撤回についてであります。配付資料、追加事件一覧表をご覧くださいと思います。議案の撤回につきましては対象議案第 108 号でございますが、定例会初日に会議の議題となり産業建設委員会に付託されておりますので、撤回の承認は本会議での取り扱いとなります。したがって、本件は最終日提案、即決の取り扱いとさせていただきたいとするものでございます。なお、議案第 108 号 市有財産の貸付けについて（湯之谷庁舎）は産業建設委員会へ付託をされておりますので、本取り扱い決定後、議長より産業建設委員会へ審査停止の報告をしていただき、産業建設委員会での審査はしないこととなります。ほかは記載のと通りの取り扱い、最終日提案、即決とさせていただきたいとするものでございます。報告については最終日報告になります。以上です。

佐藤（肇）委員長 ただいまの取り扱いについて質疑を受けたいと思います。

渡辺委員 先ほどこの議案の撤回については本会議で質疑をできないというきまりだということで、これ確認させていただきたいんですが、それでよろしいでしょうか。

櫻井議会事務局長 本会議では、撤回が各議案の前に日程上載ってきます。そこで撤回を先に議決をしていただきますから、その後日程には載っておりますが削除扱いになりますから、その議案そのもの自体がなくなります。したがって取り扱えない形になります。

渡辺委員 その日程の前に議案の取り消しの議案が出るわけですか。

櫻井議会事務局長 その日程の前ではなく、日程の中の議案に入る前に議案の撤回というものが入ります。各委員長の調査報告を先にやりますが、その調査報告の後あたりに入る形になります。その後に各議案となります。

渡辺委員 そのときにも質疑はできないということでしょうか。

櫻井議会事務局長 基本的には撤回を承認するかしないかの議決だけになります。内容まで踏み込まない形になります。

渡辺委員 そのあたり、私も含めて全議員がわかったうえでしたいと思います。

佐藤（肇）委員長 ほかにありませんか。（なし）ないようですので、質疑を終結します。ただいま事務局長から説明があった議案等の取り扱いについては、説明のとおりでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

（３）議員派遣について

佐藤（肇）委員長 日程第３、議員派遣についてを議題といたします。お手元の配付資料のとおり、12月24日、市内施設（新庁舎現場、17号バイパス、魚沼醸造）の視察への参加について、2点目は1月5日、魚沼市消防団出初式への参加の2件について議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、ただいまの2件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

（４）その他

佐藤（肇）委員長 日程第４、その他を議題といたします。ほかに執行部から何かございませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤（肇）委員長 委員の皆さんから何かありませんか。（なし）ないようですので、日程第４を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉 会（9：18）